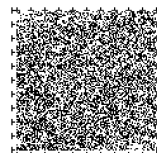


第4期美咲町障害者計画・第7期美咲町障害 福祉計画及び第3期美咲町障害児福祉計画

令和6年3月

美咲町



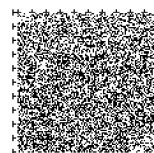
目 次

総論

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	3
3 計画の期間.....	5
4 本計画の策定体制.....	6
第2章 障がい福祉の現状と課題.....	9
1 障がいのある人等の概況.....	9
2 現状と課題の整理.....	16
第3章 理念と目標.....	23
1 本町の障がい福祉の理念.....	23
2 基本目標.....	24

各論Ⅰ 障害者基本計画

第1章 施策の体系.....	27
第2章 障がい福祉施策の展開.....	28
1 差別解消及び権利擁護の推進.....	28
2 保健・医療の充実.....	31
3 療育・教育の推進.....	34
4 生活支援の充実.....	36
5 就労支援の充実.....	39
6 情報提供と共有の促進.....	40
7 自立と社会参加の促進.....	41
8 生活環境の整備.....	43
9 防災対策の推進.....	45



各論Ⅱ 障害福祉計画・障害児福祉計画

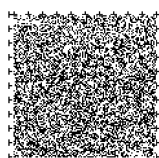
第1章 令和8年度の数値目標の設定.....	47
1 施設入所者の地域生活移行.....	47
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	48
3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実.....	50
4 福祉施設から一般就労への移行等.....	52
5 発達障がい者等に対する支援.....	55
6 障がい児支援の提供体制の整備等.....	56
7 相談支援体制の充実・強化.....	58
8 障がい福祉サービス等の質の向上.....	60
第2章 障がい福祉サービス等の見込み量と方策.....	61
1 障がい福祉計画に係る各サービスの実績及び見込み量と方策.....	61
2 地域生活支援事業の実績及び見込み.....	69

各論Ⅲ 計画の推進

第1章 計画の推進体制.....	73
1 津山地域自立支援協議会による計画の進捗管理.....	73
2 美咲町障害者ネットワーク会議における進捗管理と評価.....	73
3 P D C Aサイクルの推進.....	74
4 関係機関・団体等との連携.....	74

資料編

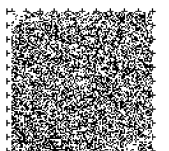
1 委員会設置要綱.....	75
2 委員会名簿.....	77
3 策定経過.....	78



総論

第4期美咲町障害者計画・第7期美咲町障害福祉計画及び

第3期美咲町障害児福祉計画



第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

美咲町では、平成29年度に障がい者施策全般にわたる方向性を示した「第3期美咲町障害者計画」を策定し、令和2年度には必要な福祉サービスを総合的かつ計画的に提供することを目的に、「第6期美咲町障害福祉計画」「第2期美咲町障害児福祉計画」の策定を行い、障がいのある人に対する保健・医療・福祉をはじめ、雇用・就労、まちづくりなど、様々な分野における施策を総合的・計画的に進めるとともに、障がい福祉サービス、障がい児福祉サービスの推進に努めてきました。

この間、国においては、令和3年には「医療的ケア児」※の定義や、国や地方自治体が医療的ケア児の支援を行う責務を負うことを初めて明記した「医療的ケア児支援法」が施行されました。

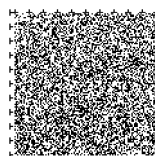
さらに、令和4年には障がい者の情報の取得利用や意思疎通に関する施策を総合的に推進する「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されています。

本町では「第3期美咲町障害者計画」「第6期美咲町障害福祉計画」「第2期美咲町障害児福祉計画」が計画期間を終了することを受け、これらの新たな制度や社会の動向、障がいのある人のニーズ等を踏まえながら、本町における障がい者福祉のまちづくりを推進するため、「第4期美咲町障害者計画」及び「第7期美咲町障害福祉計画」並びに「第3期美咲町障害児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

※医療的ケア児：人工呼吸器を装着している障がい児、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児。

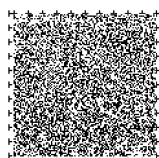
※障害の表記について

この計画書の中で、「障害」と「障がい」の2通りの表現を用いておりますが、障害者の「害」という漢字には、否定的な意味もあり不快に感じるがあると考え、法的に定められている（法律名、固有名称など）以外は、「障がい」と表記しています。



■障がい者関連法整備の主な動き（障害者基本法改正以降）

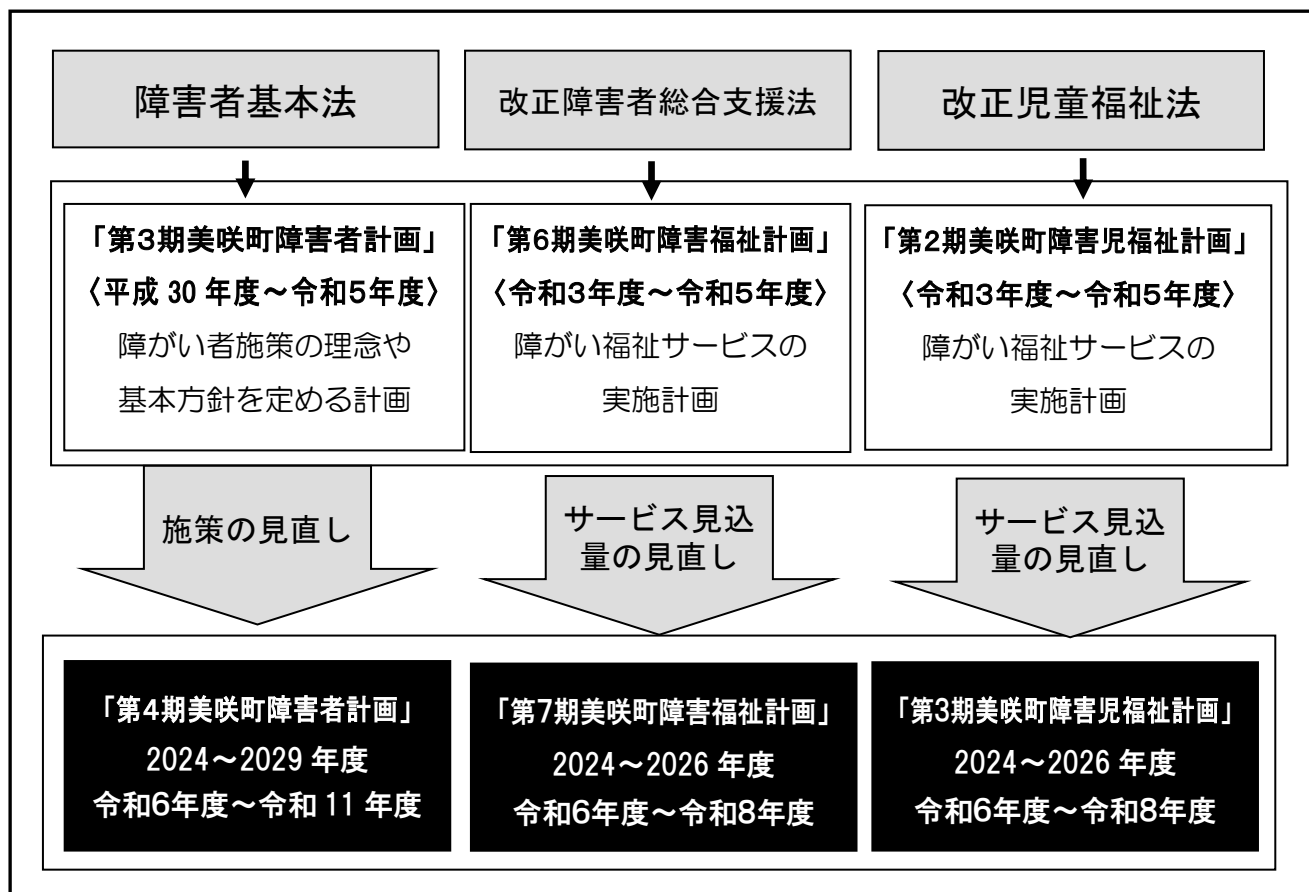
年	主な制度・法律	主な内容
H30	障害者基本計画(第4次)策定	
	【改正】障害者雇用促進法	・障害者雇用義務の対象に精神障がい者が加わる
	【改正】障害者総合支援法及び児童福祉法の施行	・障がい者の望む地域生活の支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応 ・サービスの質の確保・向上に向けた環境整備
	障害者文化芸術推進法の施行	・文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、個性と能力の発揮及び社会参加を促進 ・計画策定が努力義務化(地方公共団体)
H31	障害者文化芸術推進計画策定	・障がい者による文化芸術活動の幅広い促進 ・障がい者による作品等の創造に対する支援の強化 ・地域における障がい者の作品等の発表や交流の促進による住みよい地域社会の実現
R1	【改正】障害者雇用促進法	・障害者活躍推進計画策定の義務化(地方公共団体) ・特定短時間労働者を雇用する事業主に特例給付金の支給
	読書バリアフリー法の施行	・視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進を目的とする
R2	【改正】障害者雇用促進法	・事業主に対する給付制度、障がい者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度の開始
R3	【改正】障害者差別解消法	・合理的配慮の提供義務の拡大
	医療的ケア児支援法の施行	・子どもや家族が住んでいる地域にかかわらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ、国や自治体に支援の責務を明記
R4	【改正】障害者総合支援法	・グループホーム入居者の一人暮らしへの移行支援を進める
	【改正】障害者雇用促進法	・週20時間未満で働く精神障がい者等について、法定雇用率の算定対象に加える
	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行	・障がい者による情報の取得利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進



2 計画の位置づけ

(1) 法令等の根拠

○本計画は、「障害者基本法」に基づく「市町村障害者計画」、「改正障害者総合支援法」に基づく「市町村障害福祉計画」、「改正児童福祉法」に基づく「障害児福祉計画」の3つの計画を一体的な計画として策定するものです。



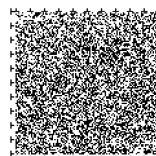
計画の推進

障害者計画

障がい者施策全般に関わる理念、基本的な方針及び目標を定めた計画です。「障がいのある人のための施策に関する基本計画」という位置づけになります。

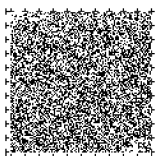
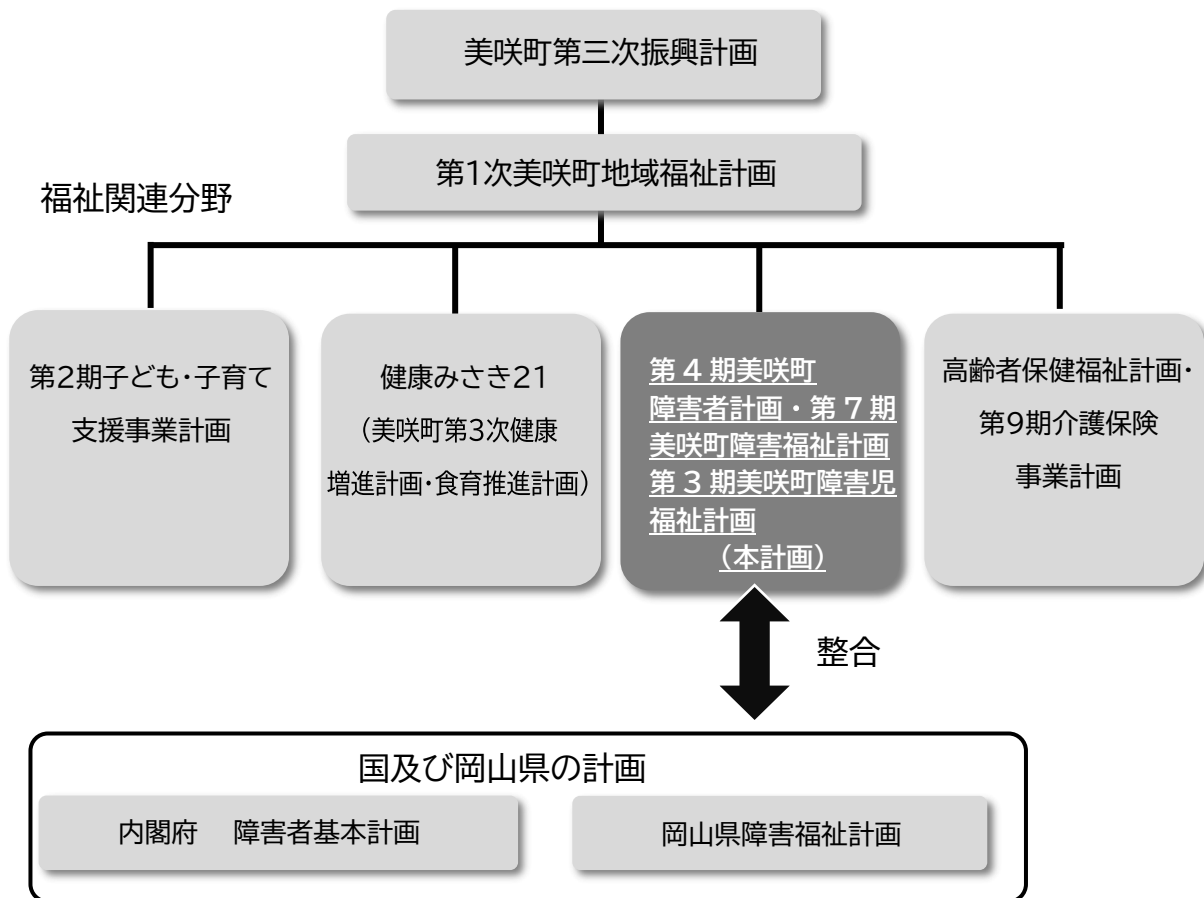
障害福祉計画・障害児福祉計画

障がい福祉サービス等の成果目標や必要なサービス見込量等を定めた計画です。「障がい福祉に関する事業計画」という位置づけになります。



(2) 美咲町における位置づけ

○本計画は、町の最上位計画である総合計画や、上位計画である地域福祉計画、関連計画である子ども・子育て支援事業計画といった、本町における保健・福祉等に関連する他の計画との整合を保ちながら策定します。

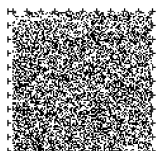


3 計画の期間

○「第4期美咲町障害者計画」の期間は、2024 年度から 2029 年度までの6年間としています。「第7期美咲町障害福祉計画」「第3期美咲町障害児福祉計画」は、国の方針で 2024 年度から 2026 年度の3年間となっています。

○計画期間中においても、国の動向等により必要に応じて見直しを行うものとします。

	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	
障害者計画	第 3 期計画 (2018 年度～2023 年度)			第 4 期計画 (2024 年度～2029 年度)			見直し
障害福祉計画	第 6 期計画 (2021 年度～2023 年度)			第 7 期計画 (2024 年度～2026 年度)			見直し
障害児福祉計画	第 2 期計画 (2021 年度～2023 年度)			第 3 期計画 (2024 年度～2026 年度)			見直し



4 本計画の策定体制

本計画は、以下の過程を経て策定しました。

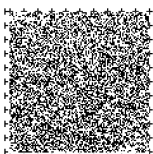
(1) 調査の実施

①町民アンケート調査

調査対象	身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療(精神通院)受給者証所持者、障害児通所支援利用者、特別支援学級在籍者	
対象区分	18 歳以上	18 歳未満
抽出方法	全数抽出	全数抽出
配布数	970 件	130 件
回収数	443 件	44 件
回収率	45.7%	33.8%
調査方法	郵送による配布・回収(WEB 回答も含む)	
調査期間	令和5年8月 10 日～8月 28 日	

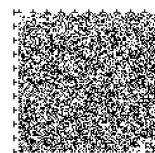
②事業所アンケート調査

調査対象	津山圏域のサービス提供事業所、相談支援事業所、障がい者ネットワーク構成員
配布数	14 件
回収数	13 件
回収率	92.9%
調査方法	郵送による配布・回収、直接面談
調査期間	令和5年8月～9月



③関係団体調査

調査対象	障がい者ネットワーク構成員、当事者団体、支援者団体
配布数	5件
回収数	5件
回収率	100.0%
調査方法	郵送による配布・回収、直接面談
調査期間	令和5年8月～9月

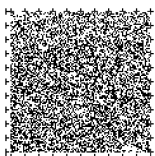


(2) 美咲町障害者計画等策定委員会の開催

- 本計画の策定にあたっては、学識経験者、関係機関・団体代表者、町民代表者等で構成される「美咲町障害者計画等策定委員会」を開催し、計画について審議を行いました。
※会議の議題は資料編「3 策定経過」に掲載しています。

(3) パブリックコメントの実施

- 第4期美咲町障害者計画・第7期美咲町障害福祉計画及び第3期美咲町障害児福祉計画(案)を公表し、住民から意見を募集するパブリックコメントを実施しました。



第2章 障がい福祉の現状と課題

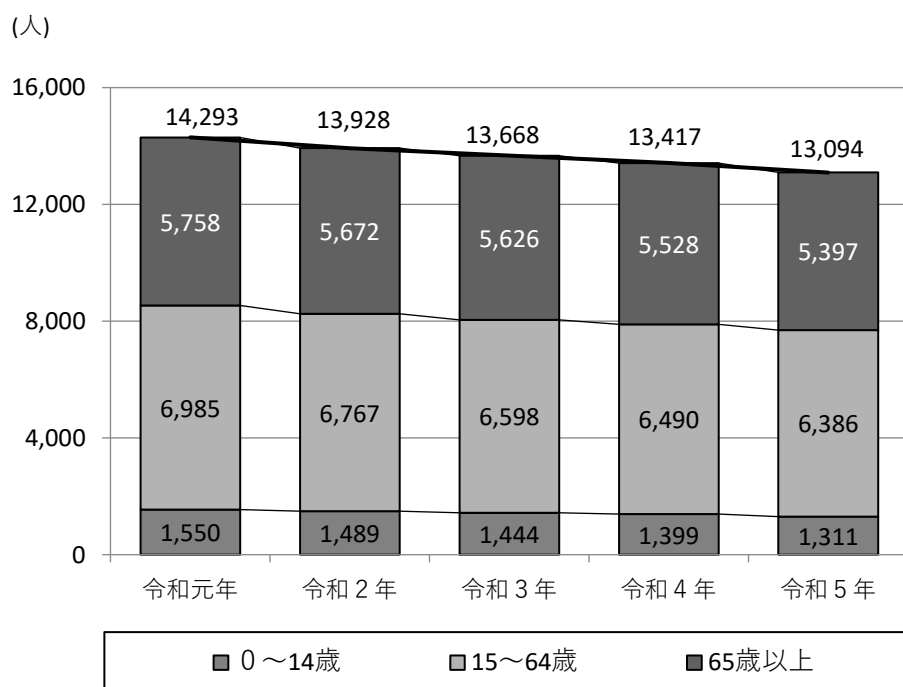
1 障がいのある人等の概況

(1) 総人口

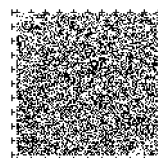
○本町の総人口は、令和5年4月1日時点では13,094人で、減少傾向で推移しています。

○また、人口構成をみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、高齢者人口（65歳以上）は減少傾向で推移しています。

■年齢3区分別総人口の推移



資料：福祉事務所（各年4月1日時点）

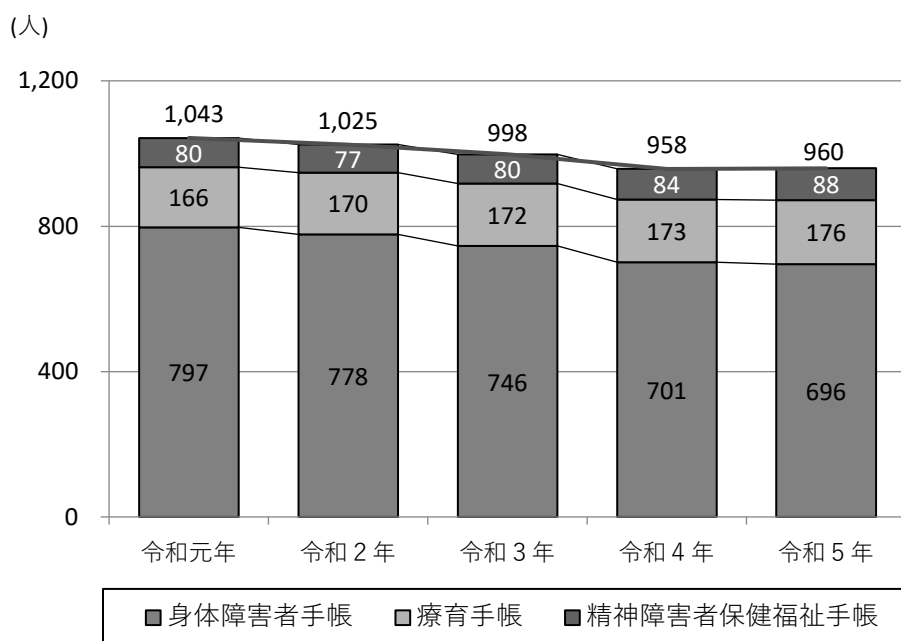


(2) 障がい者手帳所持者の推移

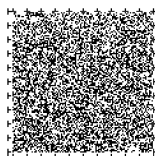
○障がい者手帳所持者数は年々減少傾向にあり、令和5年4月1日時点では、960 人となっています。

○令和元年と比べると、身体障害者手帳所持者数は減少し、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数は、微増しています。

■障がい者手帳所持者数の推移



資料：福祉事務所（各年4月1日時点）



(3) 身体障害者手帳所持者の状況

①等級別の推移

○令和元年以降、身体障害者手帳所持者数は減少傾向で推移しており、令和5年で身体障害者手帳所持者数は696人となっています。

○障がいの程度別にみると、すべての等級で減少傾向となっています。

■身体障害者手帳所持者数の推移

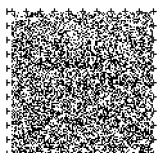
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	199	201	195	184	189
2級	114	111	98	88	95
3級	121	119	118	111	107
4級	193	182	175	171	165
5級	99	94	95	84	83
6級	71	71	65	63	57
合計	797	778	746	701	696

資料：福祉事務所（各年4月1日現在）

■等級別・年齢別の身体障害者手帳所持者数

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
18歳未満	5	3	0	0	1	3
18-64歳	49	25	13	19	10	6
65歳以上	135	67	94	146	72	48
合計	189	95	107	165	83	57

資料：福祉事務所（令和5年4月1日現在）



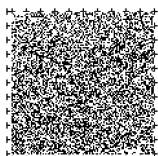
②障がい種別の推移

○障がい種別では、肢体不自由が 425 人で最も多く、次いで内部障害が 194 人となっています。

■障がい種別・年齢別の身体障害者手帳所持者数

	視覚障害	聴覚・ 平衡機能障害	音声・言語・ そしゃく 機能障害	肢体不自由	内部障害
18 歳未満	2	2	0	8	0
18-64 歳	6	8	1	77	32
65 歳以上	24	54	2	340	162
合計	32	64	3	425	194

資料：福祉事務所（令和 5 年 4 月 1 日現在）

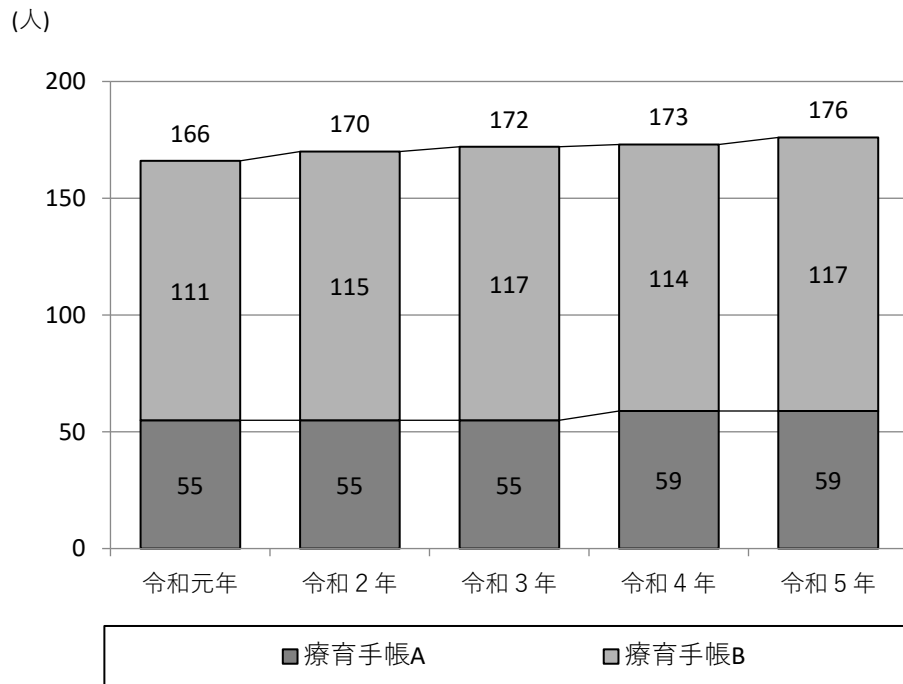


(4) 療育手帳所持者の状況

○療育手帳所持者数は増加傾向で推移しており、令和5年4月1日時点では176人となっています。

○令和5年の等級別の療育手帳所持者数をみると、療育手帳Aが59人、療育手帳Bが117人となっています。

■等級別の療育手帳所持者数の推移

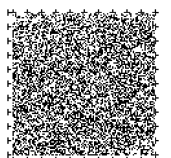


資料：福祉事務所（各年4月1日現在）

■等級別・年齢別の療育手帳所持者数

判定別	療育手帳 A	療育手帳 B
18歳未満	10	19
18-64歳	37	80
65歳以上	12	18
合計	59	117

資料：福祉事務所（令和5年4月1日現在）



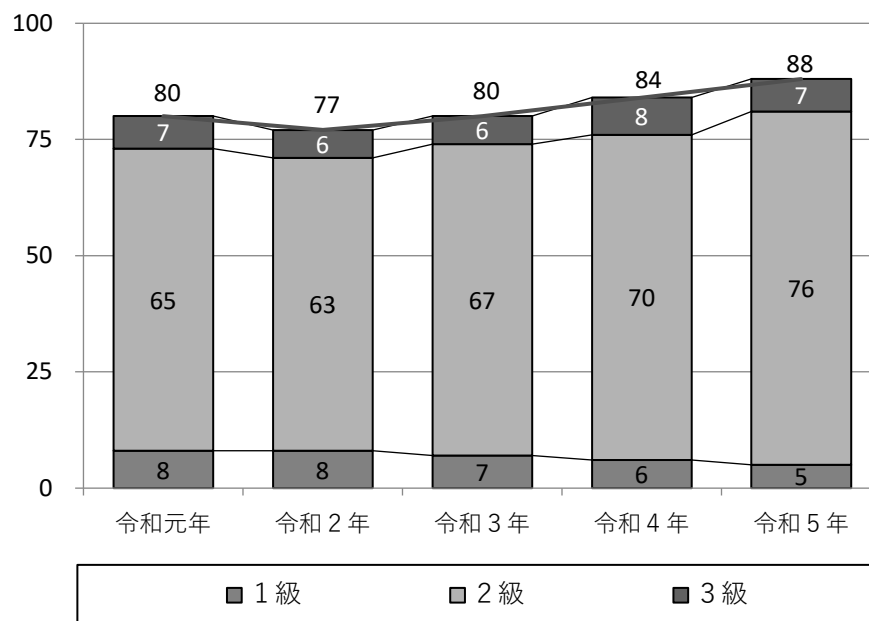
(5) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

○精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向で推移しており、令和5年4月1日時点では88人となっています。

○令和5年の等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数をみると、1級が5人、2級が76人、3級が7人となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(人)



資料：福祉事務所（各年4月1日現在）

■等級別・年齢別の精神障害者保健福祉手帳所持者

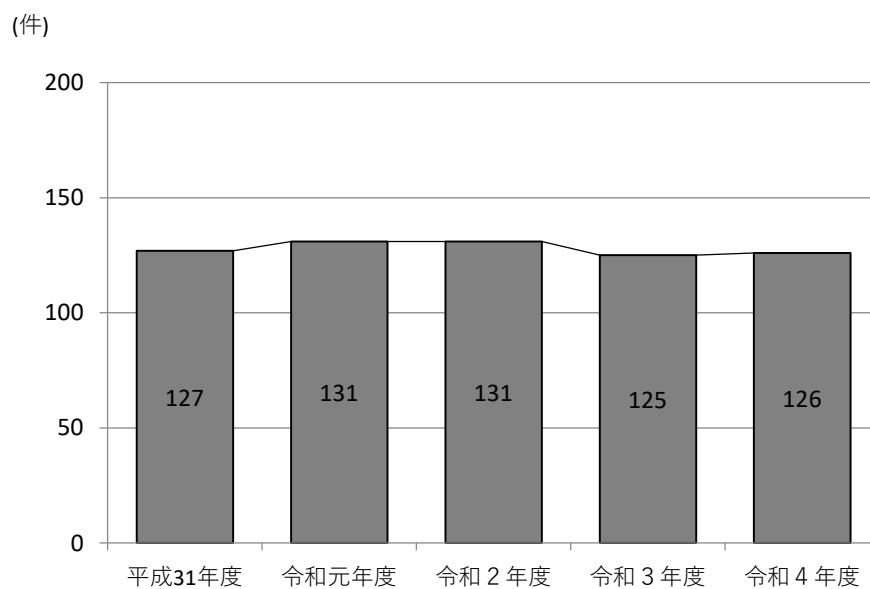
	1級	2級	3級
18歳未満	0	1	0
18-64歳	2	70	5
65歳以上	3	5	2
合計	5	76	7

資料：福祉事務所（令和5年4月1日現在）

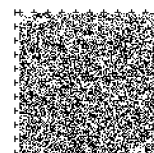
(6) 難病患者の状況

○特定医療費（指定難病）・特定疾患医療費支給認定件数は、ほぼ横ばいで推移しており、令和4年度では、126件となっています。

■特定医療費（指定難病）・特定疾患医療費支給認定件数の推移



資料：岡山県（各年度末時点）



2 現状と課題の整理

テーマ1 理解促進

● 調査結果 ● 《◆：住民アンケート ▲：事業所アンケート ●：団体ヒアリング》

◆日常生活で差別や偏見を感じることは少なくなっていますが、依然として約2割は差別や偏見を感じています。

	前回調査(H29)	今回調査
感じる※1	28.5%	23.3%
感じない※2	57.7%	65.0%

※1 「よく感じる」と「ときどき感じる」の合算

※2 「ほとんど感じたことはない」と「まったく感じたことはない」の合算

◆差別を感じる場面として、地区の行事・集まり、隣近所づきあいが多くあげられています。

◆18歳未満の調査では、差別や偏見を感じる割合は47.8%であり、差別を感じる場面では約6割が教育の場と回答しています。

▲本人や家族が地域との関わりを持つことで、障がいについて理解してもらうことができるのではないかという意見がありました。

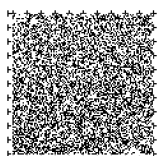
▲家族や周りの人が、本人の障がいを認め支援していくことで、偏見が減ってほしいという意見がありました。

●病院で周りの目が気になる、偏見を感じることもあったという意見がありました。

今後の課題

○学校教育やイベントなど、あらゆる機会をとらえて交流の促進、幼少期からの理解啓発、住民行事に参加しやすい環境づくり等を図っていく必要があります。

○交通機関や医療機関の利用時や、買い物の際のお店の対応などにおいて、差別や偏見を感じるという意見が障がいの種別問わず多くなっていることから、地域で暮らす住民だけでなく、事業者に対する障がい理解促進も必要となっています。



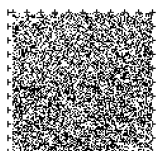
テーマ2 保健・医療

● 調査結果 ● 《◆：住民アンケート ▲：事業所アンケート ●：団体ヒアリング》

- ◆医療を受ける際の困りごととして、交通の不便さ、お金がかかると回答した方が多くなっています。
- ◆悩みや困りごとを相談する相手として医師や看護師を選択する方が一定数いる一方で、医療機関利用時にコミュニケーションに困る方がいることもうかがえます。
- ◆地域で生活するために必要な支援として、在宅で医療ケアなどが適切に受けられることと回答した方が多くなっています。
- ▲通院等介助が必要な利用者に対し移動支援事業所が少ないという意見がありました。
- ▲重度の障がいにも対応できるグループホームや居宅介護・重度訪問介護等のサービスが少ないという意見がありました。

今後の課題

- 安心して医療を受けられる環境づくりとして、通院の支援(病院までの移動の支援)が求められています。
- 差別や偏見を感じた場面として医療機関をあげる回答が多くなっているほか、病院でのコミュニケーションについて困難を感じている人も一定数みられるため、引き続き医療機関に対しても障がいに対する理解を促していく必要があります。
- 医療機関との連携を通じて、医療的ケアを必要とする方にも対応できる仕組みを構築していく必要があります。



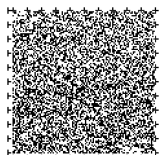
テーマ3 教育・療育

● 調査結果 ● 《◆：住民アンケート ▲：事業所アンケート ●：団体ヒアリング》

- ◆18歳未満の調査では、現在利用している、今後利用したいサービスで「放課後等デイサービス」が1位となっています。
- ◆18歳未満の調査では、会話などコミュニケーションに対する支援、友だちなど、人との関わり方に対する支援の要望が高い結果となっています。
- ▲職員の不足を感じることもあるという意見がありました。
- ▲放課後等デイサービス利用希望者が増えており、それに対応するための送迎が間に合っていないという意見がありました。
- ▲特別支援学校や小学校と連携が必要。切れ目のない支援には連携が不可欠という意見がありました。

今後の課題

- 放課後等デイサービスに対するニーズが高くなっていますが、職員や提供場所の確保が困難といった点がうかがえます。福祉に携わる人材の確保は今後も継続して取り組む必要があります。
- 発達に課題のある子どもの社会性を育むために、学校や地域等で障がいの有無等に関わらず参加できる行事等を増やし、関わりを通して障がい理解を促進していくことが必要です。
- 発達に課題がある子どもや障がいのある子どもにとって、乳幼児期から成人期まで途切れることのない一貫した支援が行われることが大切です。そのため、保育、福祉、教育などの関係機関による切れ目ない連携システムの構築が求められています。また、発達や障がいに関する相談支援を充実させ、早期発見、早期対応できる体制をつくる必要があります。



テーマ4 生活支援の充実

● 調査結果 ● 《◆：住民アンケート ▲：事業所アンケート ●：団体ヒアリング》

◆主な介助者の年齢は、70 歳以上が約 3 割強となっています。介助者の健康状態は約 2 割が「よくない」と回答しています。

【主な介助者の年齢】

	49 歳以下	50 歳代	60 歳代	70 歳以上
全体	9.1%	23.5%	25.8%	37.9%

◆美咲町で生活するために必要な支援として、経済的負担の軽減やサービスが適切に利用できる環境などが求められています。

◆今後利用したいサービスでは相談支援が最も高くなっています。

▲家族の方の高齢化等に伴い、グループホーム、入所施設での生活を望まれる方もいるが、すぐに利用できる事業所も少なく、今後の生活が見通せない状況となっているという意見がありました。

●親が高齢になり、面倒をみられなくなった場合、どう生活していけばいいのか考えなければいけないという意見がありました。

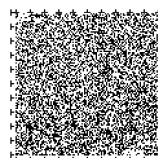
●問題が起きた時に解決できない、相談できないことも少なくないという意見がありました。

今後の課題

○福祉に携わる人材の確保という点では、学校に対する福祉教育の充実、地域と事業所の交流を通じた職業への理解促進など、障がい福祉サービスに携わることに対するイメージ改善に取り組むとともに、就労環境の改善に向け、国等へ要望を行っていくことが必要となります。

○本町においても、「親亡き後」として、当事者に対するケアの質の低下や社会参画の機会の喪失など、様々な問題が懸念されます。当事者や家族の意思を尊重しながら、地域において自分らしく暮らすことができるよう、サービス提供や就労支援をはじめとした、総合的なサポートが必要となっています。

○障がいのある人の特性に応じた情報提供・窓口対応の方法のさらなる検討や、合理的配慮に基づいたアクセシビリティの確保が必要となっています。



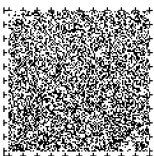
テーマ5 雇用・就労

● 調査結果 ● 《◆：住民アンケート ▲：事業所アンケート ●：団体ヒアリング》

- ◆正社員として勤務している割合は約3割弱程度で、前回調査時よりも低くなっています。
- ◆就労のために必要なことについては、職場での理解や通勤手段の確保を求める声が多くなっています。
- ◆今後利用したいサービスとして、就労継続支援（A型・B型）のニーズが療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者において高くなっています。
- ◆18歳未満の調査では、就労支援に必要なことに約8割が「職場の障がい者理解」と回答しています。
- ▲工賃の向上を目指して、障がい者施設の優先調達の利用を図りたいという意見がありました。
- ▲本人の希望と就業能力のギャップが大きい方（一般就労を希望しているが就業能力が十分でない方や、就労しても本人に合わず短期で離職を繰り返す方）への就労支援が課題という意見がありました。
- 職場までの移動が不便。交通の便の本数を増やしてほしいという意見がありました。

今後の課題

- 職場における配慮や、障がいの特性に応じた働き方を求める声がみられるなか、職場以外の相談支援が必要であるという意見が多くなっていることから、職場における理解促進だけでなく、就労後のフォローアップなど、寄り添った形での就労支援が必要となっています。
- 障がいのある人が経済的自立を果たすため、工賃向上に向けた販路拡大等の取り組みも求められています。



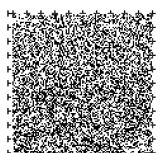
テーマ6 自立と社会参加の促進

● 調査結果 ● 《◆：住民アンケート ▲：事業所アンケート ●：団体ヒアリング》

- ◆地域の人々と接する機会では、「ない」が約1割となっています。
- ◆現在の生活の満足度では、約2割弱が「満足している」と回答している一方で、満足していないと回答した方も一定数存在します。
- ◆18歳未満の調査では、子どもの将来で不安なことで、自立した生活を送ることができるか不安に感じている保護者が多くなっています。
- ▲障がい者が参加できるイベントの周知や、新規参加者が増えていくような働きかけや内容の工夫が必要という意見がありました。
- ▲障がいのある人が、生き辛さを感じる事がない社会参加への実現を目指したいという意見がありました。
- 地域で交流できるような活動から理解につなげていきたいという意見がありました。

今後の課題

- 地域交流がない人も一定数いるため、引き続き機会の拡充を進め、障がいの有無等に関わらず交流できるような事業のあり方について検討していく必要があります。
- 安心して快適に利用できる余暇活動の場や機会の拡充と並行しながら、情報発信のあり方や気軽に参加できる環境づくりの方策についても、他市町の事例を参照しながら並行して検討を進めていく必要があります。



テーマ7 安全・安心

● 調査結果 ● 《◆：住民アンケート ▲：事業所アンケート ●：団体ヒアリング》

◆避難行動について、約4割の方が避難できると回答している一方で、約2割強の方ができないと回答しています。また、約2割弱の方が近所に助けてくれる人がいないと回答しています。

【近所に助けてくれる人がいるか】

	前回調査(H26)	今回調査
いない	26.2%	21.9%

◆災害時に困ることでは、避難所の設備、服薬している薬の入手などに対する不安などがあげられています。

◆外出時の困りごとでは、公共交通機関が少ない、道路や建物の段差などが移動しにくいなどがあげられています。

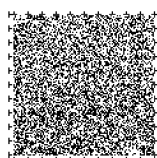
▲家族が高齢になるにつれて、利用者が地域での生活をするのが難しくなるため、ヘルパーサービスの拡充が求められることや移動支援等も考えていくことが必要という意見がありました。

▲災害時避難行動要支援者についての情報共有が必要という意見がありました。

今後の課題

○多くの方が、避難所生活に対して、不安を抱えていることがうかがえるため、地域住民との関係性を構築していく中で、専門的知識を有していなくても対応できるようマニュアル等の作成や、障がいのある人の参加も想定した防災訓練を実施するなど、幅広い想定のもと対応できる体制づくりを進めていく必要があります。

○誰もが積極的に社会参加できるよう、歩道や公園、駅や公共施設などのバリアフリー化をはじめ、移動も含めた、合理的配慮の観点のもと、安全・安心で快適な環境の整備が求められます。



第3章 理念と目標

1 本町の障がい福祉の理念

今後目指すべき社会は、障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で相互に人格と個性を尊重し支え合える共生社会としていく必要があります。

障がい者や障がい児が地域の中で社会の対等な構成員として人格を尊重され、自己選択と自己決定のもと、その能力や個性を最大限に発揮して、共に育ち、共に働き、共に元気に暮らせるまちを協働で創っていくことを目指します。

《基本理念》

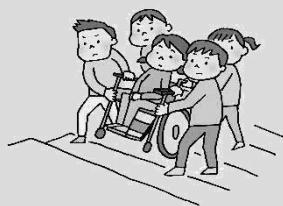
誰もが安心して社会に参加し
元気が花咲くまち

誰もが



障がいの有無にかかわらず、すべての人が公平・平等である

安心して

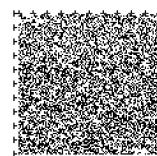


共に支え合い、安心して暮らすことができる

社会に参加



社会に参加し、自分らしい生き方が実現できる



2 基本目標

本計画では、一人ひとりが、自立し安心して暮らし続けられるまちを実現するために、次の基本目標を定めます。

(1) 共に支え合う地域づくり

ノーマライゼーションの理念のもと、障がいのある人もない人も同じ社会の構成員として、全ての人が役割を持ち、お互いを理解し、人格や個性を尊重し、支え合いながら、自らの意思により地域の中で安心して自分らしく暮らすことのできる「地域共生社会」を推進します。

また、障がい者を支援するボランティア・NPO、当事者団体等、地域における身近な活動団体を育成し、支援していきます。

(2) 地域での生活を支えるサービスの充実

障がい者が、身近な地域で必要なサービスを受け、自己を実現し、生きがいのある生活をしていくことが一層必要となっています。

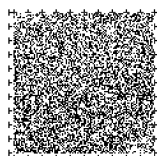
障がい者一人ひとりのライフステージや環境によって必要とする支援は様々であるため、利用者のニーズを的確に把握し必要な支援を行えるよう、総合的な相談体制の確立や障がい福祉サービスの必要量の確保を図ります。

また、地域の中で自立した生活を営むことができるよう、グループホーム等の生活基盤の充実に努めます。

(3) 教育から就労へと一貫した支援体制づくり

障がい児の保育・療育・教育に係るきめ細やかな相談支援を行い、障がい児の健全な成長を支援します。

また、障がい者が地域において自立した生活を営めるよう、それぞれの能力や適性に応じて働くことができる環境を確保することが必要です。そのため、就労移行支援サービス等の推進や、障がい者に対する就労面と生活面の一体的な支援体制の整備等により、障がい者の福祉から就労への移行を推進していきます。

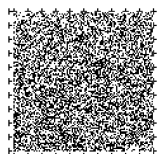


(4) いきいきとした健康づくり

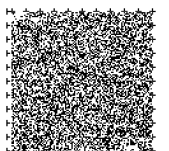
障がいの有無に関係なく、健康の保持・増進を図る保健・医療の充実、健やかで活力ある生活を支えていくうえで重要です。町民の誰もが心身共に健康でいきいきとした生活を支援するため、乳幼児期から高齢期にわたって適切な保健・医療サービスが受けられる体制の充実を図ります。

(5) 誰もが住みやすい福祉のまちづくり

障がい者が自立し、社会活動への参画や主体性を持った生活ができ、ゆとりとやすらぎを感じながら暮らしていけるような社会環境の整備に努め、住宅等のバリアフリー化を推進します。また、障がい者の日常生活における4つの障壁（物理的、制度的、文化・情報面・意識上）を解消し、すべての人が住みやすい福祉のまちづくりを総合的かつ計画的に推進します。

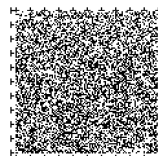


各論 I 障害者基本計画



第1章 施策の体系

基本理念	基本方針	基本施策
誰もが安心して社会に参加し 元気が花咲くまち	1 差別解消及び権利擁護の推進	(1) 広報・啓発活動の充実
		(2) 福祉教育の推進
		(3) 権利擁護の推進
		(4) 虐待防止・差別解消の推進
	2 保健・医療の充実	(1) 健康づくりの推進
		(2) 精神保健対策の推進
		(3) 難病患者への支援
	3 療育・教育の推進	(1) 療育体制の充実
		(2) 障がい児支援の充実
		(3) 学校教育の充実
	4 生活支援の充実	(1) 相談支援の充実
		(2) 障がい福祉サービスの充実
		(3) 地域生活への移行促進
		(4) 経済的支援の推進
	5 就労支援の充実	(1) 雇用・就労機会の拡充
		(2) 就労定着に向けた支援
	6 情報提供と共有の促進	(1) 情報提供の充実
		(2) 障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進
	7 自立と社会参加の促進	(1) スポーツ・文化・芸術活動の推進
		(2) 生涯学習の充実
		(3) 交流活動の推進
		(4) 地域の福祉活動の推進
	8 生活環境の整備	(1) 交通対策の促進
		(2) 移動手段の充実
		(3) 住宅・建築物のユニバーサルデザイン化の促進
	9 防災対策の推進	(1) 防災対策の推進



第2章 障がい福祉施策の展開

1 差別解消及び権利擁護の推進

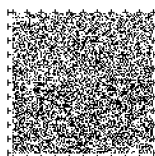
(1) 広報・啓発活動の充実

障がい者を含むすべての住民が、お互いの人権を尊重し合える地域社会づくりに向けて、広報誌・CATV・HP等を活用し、広報・啓発活動等をさらに推進していきます。

施 策	取り組みの内容
あらゆる機会を活用した広報・啓発活動の充実	○各種講演、イベント、障害者週間等の機会をとらえて、各障がいや障がい者に対する理解を深めるために、広報・啓発活動を行います。 ○町の広報誌やホームページ、みさきテレビ等を活用しながら、それぞれの障がいに配慮した効果的な広報・啓発に努めます。
障がいに対する理解促進	○精神障がいをはじめ、発達障がいや高次脳機能障がい、難病等の障がいについて、保健、福祉、医療関係機関や障がい者団体等と連携して、正しい知識の普及を図ります。 ○配慮が必要なことを周囲に示すヘルプマーク※ ¹ などの周知や、あいサポーター※ ² を養成するための研修を行うなど、障がいに対する理解促進に努めます。

※1 ヘルプマーク：義足や人工関節を使用している患者、内部障がいや難病の患者、または妊娠初期の女性など、援助や配慮を必要としていることが外見では分からない人々が、周りに配慮が必要なことを知らせるためのマーク。

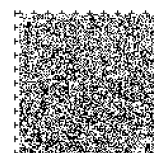
※2 あいサポーター：障がいの特性や必要な配慮などを理解して障がいのある方を手助けする人。



(2) 福祉教育の推進

障がいや障がい者に対する住民の理解を深めるためには、若い年齢層からの福祉教育の実践をはじめ、広く生涯学習の中で地域や家庭等に対する福祉教育を推進していくことが大切です。

施 策	取り組みの内容
学校教育における福祉教育の推進	○総合的な学習の時間等を活用し、保育園・学校の児童・生徒に対し、地域の障がい者(児)とのふれあい・交流活動を実施し、障がいに対する正しい理解や認識を育てる教育を推進します。 ○教職員に対する研修を充実させ、特別支援教育への理解を深めます。
地域における福祉教育の推進	○生涯学習の一貫として福祉教育の推進や、人権意識高揚のため、公民館や人権教育推進協議会等と連携し、障がいに関する理解を深めるための各種の講演や研修の開催に努め、町民の学習機会の拡充を図ります。
町職員の資質の向上	○福祉に関する研修の場の確保に努めるとともに、福祉担当部門の職員の実践的な資質の向上に努めます。また、町職員全体の福祉意識の向上を図ります。 ○福祉関係事務経験者及び福祉関係有資格者の人事配置について、再配置を含めた計画的人事配置に努めます。



(3) 権利擁護の推進

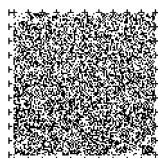
美咲町権利擁護センターでは、判断能力が十分でない知的障がい者や精神障がい者、高齢者等の権利擁護に資するため、窓口の明確化、町民に対する情報提供の充実を図ります。

施 策	取り組みの内容
成年後見制度の利用支援及び啓発	○障がい等により判断能力が低下した人に代わって、契約や財産の管理等を支援する成年後見制度について啓発し、制度の利用相談、申請手続き等を支援する成年後見制度利用支援事業を推進します。 ○広報誌やホームページ、SNS などを通じて、成年後見制度の正しい情報を周知・啓発します。 ○地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行います。
日常生活自立支援事業の啓発	○日常生活において、各種手続き、金銭管理等に不安を持つ、障がいのある人等を支援する日常生活自立支援事業の啓発・利用促進に努めます。

(4) 虐待防止・差別解消の推進

虐待防止のため、各種機関と連携し早期発見・早期解決に向けて体制の構築を図ります。また、差別解消に向けて、広報啓発・理解促進を進めます。

施 策	取り組みの内容
虐待防止の取り組み	○津山地域障害者虐待防止センターと連携を図りながら、障がい者虐待、高齢者虐待、児童虐待等、各部署とも情報を共有し、早期発見・早期解決に努めます。
差別解消・虐待防止に向けた啓発活動の推進	○障害者差別解消法や障害者虐待防止法について、広報誌やホームページなどを通じて、理解・啓発の推進を図ります。 ○障がい特性の理解や、それに伴う合理的配慮の在り方について、あいサポーター研修を開催するなど理解の促進を図ります。
専門性の向上	○町職員や教職員、関連機関の職員等に対して、研修や講演会への参加を促し、資質向上を図ります。



2 保健・医療の充実

(1) 健康づくりの推進

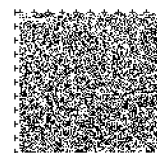
障がいの原因となる疾病の予防と早期発見・早期治療を推進するため、各種健康診査や育児・健康相談等を展開し、町民がすべてのライフステージにおいて健やかな生活を送れるよう取り組みます。

施 策	取り組みの内容
妊娠期、乳幼児期の健康づくり	○妊娠期から子育て期まで、安心して子育てができるよう、育児相談、乳幼児健康診査、その後の支援等、母子保健事業を継続します。 ○各種検診後に発達の遅れや障がい疑われる乳幼児やその保護者へ早期に健康相談や育児相談等の対応を進め、障がいの早期発見・早期療育につなげます。また、関係者と連携し、継続した支援につなげていきます。
生活習慣病の予防・介護予防の推進	○生活習慣病等による障がいの発生を予防するため、健康教育・健康相談・訪問指導に取り組みます。

(2) 精神保健対策の推進

社会経済情勢の変化に伴うストレス等によって、多様なこころの問題を抱えている人が増加しており、こころの健康づくりへの対応も求められています。対象者も子どもから高齢者までと広がっているため、関係機関が連携しながら、こころのケアに関する施策を充実することが必要です。

施 策	取り組みの内容
健康知識の普及・啓発	○ストレスの対処法や休養のとり方等、こころの健康づくりに関して広報誌やホームページ、各種教室等の機会を通じて知識の普及・啓発を図ります。

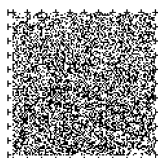


施 策	取り組みの内容
関係機関の連携体制の整備	○専門医療機関との連携により、精神疾患の早期発見・早期治療から地域リハビリテーションにつなげるよう取り組みます。 ○精神障がい者の地域生活を支援するため、多職種による訪問支援(アウトリーチ支援)を行い、支援対象者及びその家族等の状態等に応じて、必要な支援が適切に提供される体制の整備に努めます。 ○自殺予防対策の基本的な考え方を整理し、うつ病対策の強化や各種ライフステージに係る相談機関ネットワークの強化を図るなど総合的な取組を進めます。
社会参加への推進	○就労に向けて、また、生活リズムの安定や仲間づくりのために、障がいのある人が身近なところで外出・相談できる場所の整備に努めます。また、就労支援や福祉サービスの利用が必要な人への相談・支援を継続します。
発達障がい者への支援	○発達障がい者支援コーディネーターを配置し、発達障がいのある方、疑いのある方、またその家族への相談支援を行います。

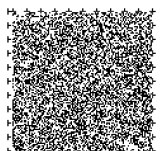
(3) 難病患者への支援

医療機関、保健所など関係機関の連携を図り、難病患者に対する支援を充実させます。また、難病・疾病に対する普及啓発も強化します。

施 策	取り組みの内容
難病への理解の促進	○疾病に対する正しい知識の普及・啓発を図ります。
相談支援体制の充実	○地域での療養生活において、医療機関や保健所等の関係機関と連携し、訪問等により、家族等の介護者を含めた相談支援を継続します。
医療など関係機関の連携体制の整備	○介護保険・障がい福祉サービス・在宅医療など一層の連携や療養支援体制の充実を図ります。 ○保健所・医療機関等と連携を強化し、相談あるいは支援の在り方についての体制づくりを行います。



施 策	取り組みの内容
障がい福祉サービスの 充実と利用促進	○障がい福祉サービス、日常生活用具給付事業の充実に努め、自立した生活ができるよう支援を行います。 ○障がい福祉サービスの利用の周知、情報発信を行い、利用の促進を図ります。



3 療育・教育の推進

(1) 療育体制の充実

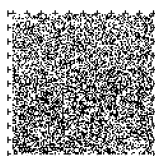
保健・医療・福祉・教育分野の関係機関・団体と連携して、成長段階や障がいの種別・程度等に応じた情報提供・相談・療育のための体制づくりを推進します。

施 策	取り組みの内容
療育相談事業の充実	○子どもの発達に不安を持つ保護者及び保育者や、支援に携わる教員等の相談に応じて、子どもの発達を促すような助言を行う事業を実施するなど、療育に関する総合的な相談の充実を目指します。
支援者ネットワークの充実	○おかやま発達障害者支援センター等の発達障がいに係る専門機関や療育機関との連携を深め、発達支援に係る情報共有を図ります。

(2) 障がい児支援の充実

発達障がい児への理解を促進し、障がいに関する情報提供を充実するとともに、適切な相談、支援が行えるよう各関係機関の連携を強化します。

施 策	取り組みの内容
相談・支援体制の強化	○発達が気になる子どもの早期発見や相談・支援を行うため、関係機関が連携して取り組みます。すべての学校で共通支援シートの作成を行い、高等学校に引き継ぐことで、発達障がい児への支援を切れ目なく行えるように努めます。 ○発達障がい児の保護者等に対して子どもの特性を理解し、適切な対応ができるように支援プログラムを行うなど、家族に対する支援体制の整備に努めます。
障害児通所支援の充実	○障がい種別に関わらず、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練・相談等が受けられるよう、児童発達支援、放課後等デイサービスの充実を図ります。

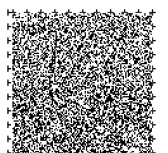


施 策	取り組みの内容
保育園等での保育の充実	○子どもの発達過程や障がいの状態の把握に努めるとともに、地域・関係機関と情報共有を行いながら、障がい児の保育園での受け入れを促進します。また、保育士等に対して、障がい児保育に関する研修や講習会を受講する等、資質の向上を図ります。
医療的ケア児支援の充実	○医療的ケアが必要な児童が地域で生活をするために必要な支援の整備に努めるとともに、保健、医療、福祉、保育、教育等が連携し、生活上の課題の改善に向けて協議する場を設けます。また、総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置します。

(3) 学校教育の充実

学校教育における障がい児への対応を充実するとともに、子ども同士・地域との交流を促進します。支援が困難なケースについては、関係機関を招集し、専門職を交えたケース会議等で支援方法を検討し、支援を継続します。

施 策	取り組みの内容
特別支援教育の充実	○発達障がいを含むすべての障がい児一人ひとりに応じた適切な教育を行うため、特別支援学級等による指導の充実に努めます。個別最適な支援が行えるよう、施設の環境整備も進めていきます。
適切な教育支援の実施	○障がいのある児童・生徒及びその保護者との教育相談において、意向や障がいに配慮し、総合的に判断して、一人ひとりに適切な教育支援を実施します。
教職員の資質向上	○職員の人材確保に努めるとともに、特別支援教育に関わる教職員と情報共有を密にし、教育の質の向上を図っていきます。 ○県等が実施する研修会等への参加を促進し、教職員の特別支援教育についての専門的知識や資質及び専門性の向上、学習指導の改善・充実に努めます。



4 生活支援の充実

(1) 相談支援の充実

地域で生活するうえで、日常生活に関わる困りごと等を相談したり、様々な情報を入手できる環境が必要です。そのため、相談支援事業をはじめ相談体制の充実を図るとともに、医療機関や福祉施設、教育機関等ライフステージに対応した相談が行える体制づくりに努めます。

また、障がい福祉に関する制度のみでは解決できない複雑化・多様化する課題に対しては、各関係課や関係機関、障がい者支援事業所等と連携することで専門的な支援を行えるよう、重層的な支援体制の整備を進めます。

施 策	取り組みの内容
相談体制の充実	○障がいのある人が日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し、必要に応じて適切な障がい福祉サービスに結び付けていくための相談支援の充実を図ります。 ○障がいのある人がサービスを利用しやすいよう、手続きの簡素化等も含めて事務手続きを見直していきます。
ライフステージを通じた一貫した相談支援体制	○乳幼児期から就労期以降までの一貫した相談対応が行えるよう相談支援に係る機関・団体間の連携を深めるとともに、必要な指導・支援ができる教育・保健・医療・福祉の支援体制を強化します。
障がい福祉人材の確保・定着	○相談支援専門員の確保など、適切な支援計画が作成できる環境づくりに努めます。 ○津山地域自立支援協議会、津山地域障害者基幹相談支援センターとも連携しながら相談支援専門員の資質向上や本町における相談支援体制の強化を図ります。
精神障がいに対する相談体制の充実	○精神障がい者が、地域の一員として、安心して自分らしいくらしを送ることができるよう、地域生活に関する相談に対応できる支援体制を、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて構築していきます。
身体障害者相談員・知的障害者相談員の確保	○身体障がい者、知的障がい者の日常生活上の困りごと等について、地域において相談員が対応します。 ○定期的に実施している相談業務において、障がい者の相談支援を引き続き行います。

(2) 障がい福祉サービスの充実

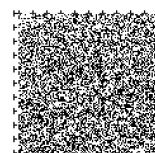
住み慣れた地域で安心した生活を営むために、きめ細かな障がい福祉サービスの提供が必要です。障害者総合支援法における自立支援給付等のサービスや、地域生活支援事業等の基盤整備に努めます。

施 策	取り組みの内容
障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの整備	○障害者総合支援法の制度の下で、関係機関と連携しながら障がいのある人の障がい特性や障がいの状況に応じた障がい福祉サービスが利用できるよう、必要量の確保に努めます。
地域生活支援事業の充実	○障がいのある人が住み慣れた地域で日常生活を送ることができるよう、相談支援事業や移動支援事業、日中一時支援事業等、地域生活支援事業の充実を図ります。

(3) 地域生活への移行促進

障がいのある人が施設から地域生活に移行できるよう、関係機関等と連携を図り、グループホーム等の居住の場や、日中活動の場の確保に努めます。

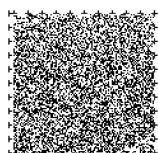
施 策	取り組みの内容
居住の場、日中活動の場の確保	○障がいのある人が町民の理解や必要な支援を受けながら、地域生活を営むために、関係機関等と連携を図り、グループホーム等の居住の場や、日中活動の場の確保に努めます。 ○グループホーム及び社会福祉施設等の整備について国等の補助制度活用に関する情報提供を行います。 ○条件が整えば退院が可能な精神障がいがある人については、関係機関と連携を図り、地域で生活できるよう、支援体制の整備を図ります。
入所施設から地域生活への移行	○現在、入所している障がいのある人について、障がいの状況等を勘案して地域での生活が可能な場合には、関係機関等と連携を図り、地域生活への移行を推進します。
補装具・日常生活用具による環境整備の促進	○身体機能を補完・代替し日常生活をより円滑に行うための用具の購入や修理の助成を継続して行います。



（４）経済的支援の推進

地域で安定した生活を送れるよう、国・県等と連携して、各種年金制度や手当、貸付制度、割引制度等の周知と充実に努めます。

施 策	取り組みの内容
医療費公費負担制度の周知	○医療費の負担軽減を図るための医療費負担制度（更生医療、精神通院医療、育成医療、心身障害者医療）について情報提供や広報を推進し、適切な利用を進めます。
年金・手当制度の周知	○障害基礎年金等の公的年金制度や特別児童扶養手当、特別障害者手当等の各種制度をホームページ等で周知します。
各種割引制度等の周知	○税の減免制度、JR 等の料金の割引制度、公共施設の利用料や入場料等の割引制度等の周知と利用促進に努めます。



5 就労支援の充実

(1) 雇用・就労機会の拡充

雇用促進に向けて、法定雇用率(民間 2.3%以上、地方公共団体 2.6%以上)を達成するよう、企業や事業主に対する啓発や情報提供を行います。また、企業や事業所の受け入れ体制づくりや職場環境整備についての事業主からの相談に取り組みます。

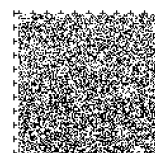
施 策	取り組みの内容
障がいのある人の一般就労の促進	○公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携して、職業紹介、資料の提供を行い、障がい者、事業主両方への情報提供に努め、雇用促進を図ります。
多様な就労支援の充実	○一般就労が困難な障がいのある人に対しては、障がいの種類や程度、本人の特性に沿った就労ができるよう、就労移行支援、就労継続支援等のサービス事業所や地域活動支援センター等と連携し、就労支援体制の整備に努めます。
工賃向上の推進	○工賃の向上を図るため、障がい者就労施設等からの物品調達方針を定め、受注機会の拡大を図る取組を推進します。

(2) 就労定着に向けた支援

就労の場を確保するとともに、各機関が連携し、就労するために必要な技術、能力等を身につけることができるよう就労支援を行います。

施 策	取り組みの内容
就労定着の推進	○障がいのある人を雇用する企業に対してジョブコーチ※の活用を推進する、一般就労した方に就労定着支援の活用を推進するなど、障がいのある人の職場適応を図り就労定着を推進します。
職場・企業への障がい者雇用の理解促進	○県や公共職業安定所等と連携して、事業主に対して障がい者雇用に向けた障がいへの対応と理解の促進を図ります。

※ジョブコーチ：障がい者が職場に適応することを容易にするため、職場に派遣されるなど、きめ細やかな支援を行う者をいう。



6 情報提供と共有の促進

(1) 情報提供の充実

日常生活を送るうえで様々な情報を適切に入手・発信できるよう、障がいのニーズに応じた情報提供に努めます。

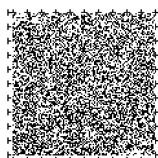
施 策	取り組みの内容
行政サービスの周知	○町の広報誌やホームページ等様々な手段を用いて、町が取り組む障がい者施策について周知に努めます。また、各団体の会議等に出席し、サービスの紹介、相談等に応じます。 ○障がい特性に関わらず、誰もが情報を取得できるよう、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に配慮します。
声の広報の制作・配布	○視覚障がい者等の情報入手が困難な人に対する情報提供として、声の広報の制作・配布を行います。

(2) 障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進

障がい者による情報の取得や意思疎通に係る手段について、可能な限り、その障がいの種類及び程度に応じた手段を選択することができるよう配慮します。

施 策	取り組みの内容
コミュニケーション支援の充実	○障がいのある人の社会参加や余暇活動を支援するために、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。 ○手話通訳者や要約筆記者の養成研修を行います。 ○電話リレーサービス※の制度を周知するなど、聴覚や発話に困難のある人のコミュニケーション支援の充実を図ります。
読書環境の整備の推進	○障がい者、高齢者等、読書や図書館の利用に困難を伴う人の読書活動を支援するために、「美咲町読書バリアフリー計画」を策定し、読書環境の整備を推進します。

※電話リレーサービス：聴覚や発話に困難のある方と聴覚障がい者等以外の者との会話を、通訳オペレータが手話・文字と音声を通訳することにより電話で双方向につなぐサービスのこと。



7 自立と社会参加の促進

(1) スポーツ・文化・芸術活動の推進

地域の行事や様々な地域活動に参加・参画できるよう、各種活動を促進します。

施 策	取り組みの内容
情報提供と積極的な参加促進	○社会福祉協議会や地域の団体と連携し、障がい者も楽しく参加できる教室等の開催に努めます。 ○黄福タクシーのイベント応援事業を周知・活用し、障がいのある方のイベントへの参加を促進します。
障がいのある人への配慮	○障がい者が参加しやすいよう、手話通訳や要約筆記等のボランティアの派遣を行います。

(2) 生涯学習の充実

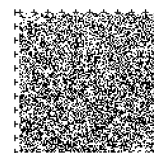
障がいの種別や年齢にかかわらず参加できる文化活動・学習機会の提供を充実し、生涯学習を通じた障がい者と地域の人々との交流を推進します。

施 策	取り組みの内容
学習機会の充実	○障がいのある人が生きがいのある社会生活を送るために、各関係機関と連携し、引き続き様々な学習機会を提供します。

(3) 交流活動の推進

様々な機会を通じて障がい者と知り合い、交流を通じてお互いを理解しあえるよう、交流機会の場の充実を図ります。

施 策	取り組みの内容
情報提供の充実	○町や障がい者団体の実施する行事や障がい者自身の活動について、住民に向け広報誌やみさきテレビ等を活用し、積極的な情報提供に努めます。

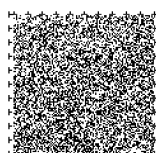


施 策	取り組みの内容
交流機会の充実	○地域で開催されるイベントに障がい者が気軽に参加できるように地域の理解・啓発に努めます。 ○町や社会福祉協議会などが開催する教室・イベント等地域住民との交流の機会を持つことで障がい者と関係団体との関係づくりに努めます。

(4) 地域の福祉活動の推進

障がい者や高齢者をはじめ、すべての人が身近な地域に根差した支え合い・助け合いができるよう、地域福祉を担うボランティア活動の充実や人材育成、体制づくりを進めます。

施 策	取り組みの内容
ボランティア活動に関する情報提供・参加促進	○広報誌や社協だより等によるボランティア活動の情報提供を図り、住民のボランティア活動への興味を促し、参加促進を図ります。
ボランティア人材の育成	○社会福祉協議会との連携のもと、手話奉仕員や要約筆記者等のボランティア人材の確保・育成に努めます。



8 生活環境の整備

(1) 交通対策の促進

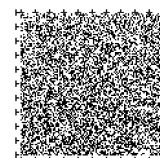
町道を中心とする生活道については、各地域において大部分の生活道が積極的に整備されており、今後は道路機能の維持管理及び住民にとってやさしい道づくりに重点を置いた取組を推進します。

施 策	取り組みの内容
道路施設の整備	○歩行者の安全を確保するために、歩道の設置など道路整備を推進します。
駐車場利用者証制度の促進	○身体等に障がいがあり、歩行が困難な方に身体障がい者用駐車場の駐車スペースを優先して利用できる、駐車場利用証の「ほっとパーキングおかやま」について、広く周知し活用を促進します。

(2) 移動手段の充実

住民の基礎的な生活交通基盤の整備充実は大きな課題です。住民の外出において不便がないよう、公共交通機関の継続的運営に努めます。

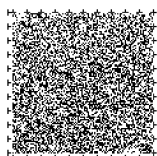
施 策	取り組みの内容
近隣市と本町をつなぐバス路線の確保	○「柵原星のふる里バス」、「旭川さくらバス」、「あさひチェリーバス」を近隣市と本町をつなぐ基幹バス路線と位置づけ、関係機関と連携しながら、利便性の向上に努めます。
黄福タクシー制度の周知	○黄福タクシー制度の周知を行い、障がいのある方の就労、余暇活動などへの交通手段としての利用を促進します。
移動に係る費用助成の実施	○福祉車両購入助成事業をはじめ、重度障がい者への「タクシー利用券」、「給油券」の交付や特定疾患等通院交通費補助金給付事業等を周知し、障がい者の社会参加を促進するとともに介護者の経済的負担の軽減を図ります。



(3) 住宅・建築物のユニバーサルデザイン化の促進

障がい者が地域で生活するためには、様々な公共機関や生活関連施設の利用が不可欠であり、公共施設や医療機関、金融機関等の生活に密着した施設については、障がい者の利用に配慮した整備・改善を図ります。

施 策	取り組みの内容
公共施設の整備・改善	○公共施設総合管理計画の基本方針に基づき、適正な施設管理に努めます。
民間建築物の整備・改善	○民間施設に対して、バリアフリー新法や岡山県福祉のまちづくり条例等の普及啓発に努め、条例に基づく建築物の整備・改善の際、県の指導・助言への紹介を行います。
住まいのバリアフリー化の促進	○障がい者が居室内での移動や生活に支障がないよう、日常生活用具給付事業の普及啓発を行うとともに、住宅改造・改修の支援を行います。



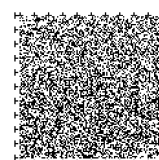
9 防災対策の推進

(1) 防災対策の推進

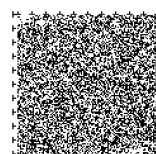
全国的に地震やゲリラ豪雨等の自然災害が多発しており、社会全体で防災や減災への意識が高まっています。

特に障がい者や高齢者等の災害時避難行動要支援者の安全を確保するためには、最も身近にいる地域住民の協力が必要であり、保健・医療部門、防災部門、警察等の関連する各部門の連携した取り組みを推進します。

施 策	取り組みの内容
防災意識の周知・啓発	○災害時に住民が円滑に避難することができるよう、防災マップや地震ハザードマップ等を周知します。
避難行動要支援者の避難支援体制づくり	○障がい者や高齢者等に対し円滑な避難誘導等の支援を行うため、民生委員や自治会、地域と連携し、毎年避難行動要支援者名簿の登録、更新が行える体制づくりを進めます。 ○避難行動要支援者が災害時に避難できるよう個別避難計画の策定を推進します。
自主防災組織の育成・強化	○自主防災組織は、地元消防団と連携して非常時における防災体制を整備するとともに、組織における勉強会・研修会等を開催することで、住民の防災意識の高揚を図ります。 ○避難訓練等支援事業補助金についても周知を行います。
避難場所の整備	○福祉施設や医療機関等との連携のもと、避難時に障がい者や高齢者等の特別な支援を必要とする人に配慮した福祉避難所を、中学校区ごとに開設できるよう努めます。



各論Ⅱ 障害福祉計画・障害児福祉計画



第1章 令和8年度の数値目標の設定

1 施設入所者の地域生活移行

◆◆ 国基本指針の定める目標値 ◆◆

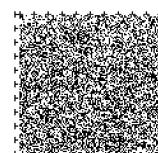
- 地域移行者数:地域生活に移行する人について、令和4年度(2022年度)末時点の施設入所者数の6%以上が移行すること
- 施設入所者数:令和8年度(2026年度)末時点の施設入所者数を、令和4年度(2022年度)末時点の施設入所者数から5%以上削減すること

◆◆ 本計画での目標 ◆◆

項目	数値	考え方
【基準】 施設入所者数(A)	25人	令和4年度(2022年度)末時点
【成果目標】 地域生活への移行者数(B)	2人	令和8年度(2026年度)末までに6%以上
	6.0%	(B)／(A)
【成果目標】 施設入所者の削減数(F)	2人	令和8年度(2026年度)末までに5%以上
	5.0%	(F)／(A)

◆◆ 目標達成に向けた取組 ◆◆

- 安心して地域生活への移行ができるよう、住まいに関する環境整備として、グループホームの整備を促進します。
- 自立生活援助や地域移行支援、地域定着支援、自立訓練事業等を推進し地域移行を進めるとともに、訪問系サービスや日中活動系サービスの提供を確保することで、地域生活の維持・継続を図ります。



2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

◆◆ 国基本指針の定める目標値 ◆◆

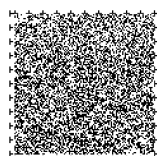
- 精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数:325.3 日以上
- 精神病床における1年以上入院患者数
- 精神病床における早期退院率:3か月後 68.9%以上、6か月後 84.5%以上、1年後 91.0%以上

◆◆ 本計画での目標 ◆◆

項目	目標	考え方
令和8年度末時点での保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置数	1 か所	原則、各市町村に設置する (市町単独での設置が困難な場合には、複数市町による共同設置も可)

▼保健、医療及び福祉関係者による協議の場

項目	目標		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
開催回数	2回	2回	2回
関係者の参加者数	20 人	20 人	20 人
目標設定及び評価の実施回数	2回	2回	2回

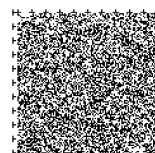


▼以下のサービス利用者のうち、精神障がい者の利用者数

項目	目標		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
精神障がいのある人の地域移行支援の利用者数	1人	1人	1人
精神障がいのある人の地域定着支援の利用者数	2人	2人	2人
精神障がいのある人の共同生活援助の利用者数	4人	4人	4人
精神障がいのある人の自立生活援助の利用者数	1人	1人	1人
精神障がいのある人の自立訓練(生活訓練)の利用者数【新規】	1人	1人	1人

◆◆ 目標達成に向けた取組 ◆◆

○保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置に努め、精神障がい者に対する地域包括ケア体制構築に向けた課題の把握・共有や対策の検討等を行います。



3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

◆◆ 国基本指針の定める目標値 ◆◆

- 各市町村または圏域において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- 強度行動障害を有する者に関し、各市町村または圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

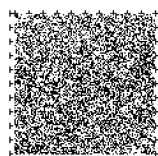
◆◆ 本計画での目標 ◆◆

▼本町の成果目標

項目	数値	考え方
【目標値】 地域生活支援拠点等の整備	1か所	地域生活支援拠点等を各市町村または各圏域で少なくとも1つ確保
【目標値】 機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	年1回以上の 検証・検討	地域生活支援拠点等が有する機能の充実のため、年1回以上の運用状況の検証・検討
強度行動障害を有する方への支援体制の整備【新規】	整備の検討	圏域において支援ニーズの把握や支援体制の整備を進める

▼本町の活動指標

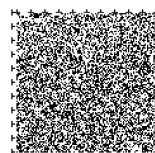
項目	目標		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の設置か所数	1か所	1か所	1か所
コーディネーターの配置人数【新規】	1人	1人	1人
地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数	3回	3回	3回



◆◆ 目標達成に向けた取組 ◆◆

○障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者が住み慣れた地域で暮らし続けるために必要な居住支援として、医療機関等とも連携し「①緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・短期入所等の活用 ②体験の機会の提供を通じて、施設や親元からグループホーム、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすい支援を提供する体制整備」を目的とした地域生活支援拠点等の整備に努めます。

○圏域で支援ニーズの把握を行い、強度行動障害を有する方への支援体制の整備に努めます。



4 福祉施設から一般就労への移行等

◆◆ 国基本指針の定める目標値 ◆◆

- 福祉施設から一般就労への移行者数が令和3年度(2021年度)実績の1.28倍以上。
 - ・就労継続支援A型事業:一般就労への移行者数が令和3年度(2021年度)実績の1.29倍以上。
 - ・就労継続支援B型事業:一般就労への移行者数が令和3年度(2021年度)実績の1.28倍以上。
 - ・就労移行支援事業:1.31倍以上。
- 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所: 就労移行支援事業所の5割以上
- 就労定着支援事業の利用者数:令和3年度(2021年度)末実績の1.41倍以上
- 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合:2割5分以上

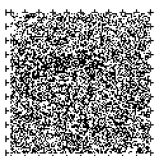
◆◆ 本計画での目標 ◆◆

▼福祉施設から一般就労への移行者数

項目	数値	考え方
令和3年度(2021年度)の一般就労移行者数	0人	令和3年度(2021年度)において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数	1人	令和8年度(2026年度)において福祉施設を退所し、一般就労した者の数

▼就労移行支援事業による一般就労への移行者数

項目	数値	考え方
令和3年度(2021年度)の就労移行支援事業の利用者数	1人	令和3年度(2021年度)における就労移行支援事業利用者のうち、一般就労に移行した者の数
【目標値】 目標年度の就労移行支援事業の利用者数	1人	令和8年度(2026年度)における就労移行支援事業利用者のうち、一般就労に移行した者の数



▼就労継続支援A型事業※から一般就労への移行者数

項目	数値	考え方
令和3年度(2021年度)の 就労継続支援A型事業利用者からの 一般就労移行者数	0人	令和3年度(2021年度)における就労継続支援A型事業利用者のうち、一般就労に移行した者の数
【目標値】 目標年度の就労継続支援A型事業 利用者からの一般就労移行者数	1人	令和8年度(2026年度)における就労継続支援A型事業利用者のうち、一般就労に移行した者の数

※就労継続支援A型事業：一般就労が困難な人に対して、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

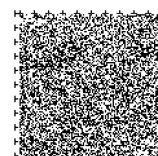
▼就労継続支援B型事業※から一般就労への移行者数

項目	数値	考え方
令和3年度(2021年度)の 就労継続支援B型事業利用者からの 一般就労移行者数	0人	令和3年度(2021年度)における就労継続支援B型事業利用者のうち、一般就労に移行した者の数
【目標値】 目標年度の就労継続支援B型事業 利用者からの一般就労移行者数	1人	令和8年度(2026年度)における就労継続支援B型事業利用者のうち、一般就労に移行した者の数

※就労継続支援B型事業：一般就労が年齢や体力面から困難な人に対して、就労や生産活動の場を提供し、知識や能力の維持、向上のために必要な訓練を行います。

▼就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合

項目	数値	考え方
【成果目標】 就労移行支援事業所数	—	本町では就労移行支援事業所がないため、目標値は定めませんが、事業所参入を促進しながら目標に向けて取り組みます。



▼就労定着支援事業利用者数

項目	数値	考え方
【実績】 就労定着支援事業利用者数	1人	令和3年度(2021年度)において、就労定着支援事業を利用した人の数
【成果目標】 就労定着支援事業利用者数	1人	令和8年度(2026年度)において、就労定着支援事業を利用した人の数

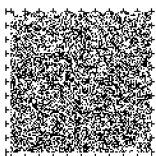
▼就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合

項目	数値	考え方
【成果目標】 就労定着支援事業所数	—	本町では就労定着支援事業所がないため、目標値は定めませんが、事業所参入を促進しながら目標に向けて取り組みます。

◆◆ 目標達成に向けた取組 ◆◆

○町及び県の労働担当部局や関係機関等と連携を図り、障がい者の一般就労先の確保や就労先における障がい者理解の促進を図ります。

○就労定着に向けた支援についても、事業所と連携しながら取組を進めます。



5 発達障がい者等に対する支援

◆◆ 国基本指針の定める目標値 ◆◆

- 国の基本指針においては、発達障がいのある人を早期に発見し、対応するために、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、発達障がいのある人及びその家族等に対する支援体制を確保すること

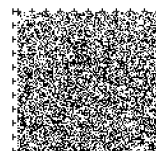
◆◆ 本計画での目標 ◆◆

▼本町の活動指標

項目	目標		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数	1 人	1 人	1 人
ペアレントメンターの人数	1 人	1 人	1 人
ピアサポートの活動への参加人数	3 人	3 人	3 人

◆◆ 目標達成に向けた取組 ◆◆

- 発達障がい児の保護者に対するペアレントプログラム、ペアレントトレーニングなど、家族に対する支援も必要であるため、関係機関と連携しながら、支援体制の整備に努めます。



6 障がい児支援の提供体制の整備等

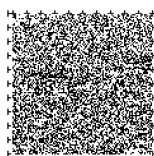
◆◆ 国基本指針の定める目標値 ◆◆

- 令和8年度(2026年度)末までに、児童発達支援センターを各市町村または圏域に1か所以上設置する
- 令和8年度(2026年度)末までに、各市町村または各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、すべての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする
- 令和8年度(2026年度)末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に1か所以上確保する
- 令和8年度(2026年度)末までに、各市町村または各圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする

◆◆ 本計画での目標 ◆◆

▼本町の成果目標

項目	成果目標	考え方
児童発達支援センターの設置	有	児童発達支援センターを各市町村または圏域に1か所以上設置
保育所等訪問支援の実施	有	児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所との連携のもと実施
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等の設置数	1か所	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に1か所以上確保
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	有	各市町村または各圏域において設置
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	有	各市町村または各圏域において設置

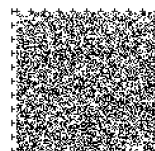


▼本町の活動指標

項目	目標		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	1人	1人	1人

◆◆ 目標達成に向けた取組 ◆◆

- 保育所等訪問支援については、現在、町内でサービスを提供する事業所はありませんが、近隣市町や各関係機関と連携しながら、体制整備に向けて検討を進めます。
- 重症心身障がい児が支援を受けられる体制づくりについては、圏域での体制整備に向けて検討を進めます。



7 相談支援体制の充実・強化

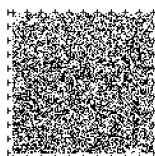
◆◆ 国基本指針の定める目標値 ◆◆

- 各市町村において、令和8年度(2026年度)末までに基幹相談支援センターを設置する
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う

◆◆ 本計画での目標 ◆◆

▼本町の成果目標

項目	成果目標	考え方
基幹相談支援センターの設置	設置	基幹相談支援センターを各市町村に設置
主任相談支援専門員の配置	確保	基幹相談支援センター、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所において地域の相談支援従事者の育成や支援者支援等を担う人材である主任相談支援専門員を計画的に確保する
協議会の設置	設置	協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等に取り組む
地域のサービス基盤の開発・改善	実施	協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善

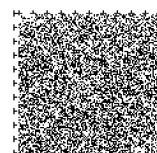


▼本町の活動指標

項目	目標		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込み	有	有	有
地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数	1件	1件	1件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	4件	4件	4件
地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	12 回	12 回	12 回

◆◆ 目標達成に向けた取組 ◆◆

- 自立支援協議会及び基幹相談支援センターを中心として、総合的・専門的な相談支援の実施及び事例検証、相談支援体制の強化に向けて、引き続き連携します。



8 障がい福祉サービス等の質の向上

◆◆ 国基本指針の定める目標値 ◆◆

- 市町村は、利用者が真に必要なとする障がい福祉サービス等を提供していくため、障害者総合支援法の具体的内容の理解や障がい福祉サービス等の利用状況の把握及び検証に努め、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する

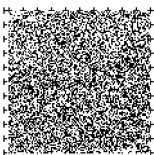
◆◆ 本計画での目標 ◆◆

▼本町の活動指標

項目	目標		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
障がい福祉サービス等に係る各種研修への参加人数	3人	3人	3人
障害者自立支援審査支払等システム等による分析を活用して事業所や関係自治体と共有する体制の有無と共有回数	有 1回	有 1回	有 1回

◆◆ 目標達成に向けた取組 ◆◆

- 県等が実施する初任者向け研修や権利擁護・虐待防止に関する研修等へ職員が参加し、サービスの質の向上を図ります。
- 審査システム委託先及び委託市町村と審査内容を分析共有し、体制構築を図ります。



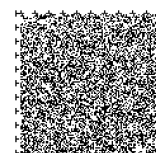
第2章 障がい福祉サービス等の見込み量と方策

1 障がい福祉計画に係る各サービスの実績及び見込み量と方策

(1) 訪問系サービス

▼サービスの内容

サービス名	内容
居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事等の介助をします。
重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事等の介助や外出時の移動の補助をします。
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）や外出支援等を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助等をします。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。



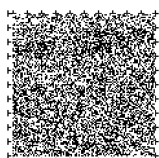
▼サービスの見込量

サービス名	単位	実績			見込量		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
居宅介護	時間/月	108	91	100	107	115	130
	人/月	18	16	13	14	15	17
重度訪問介護	時間/月	0	0	0	10	10	10
	人/月	0	0	0	1	1	1
同行援護	時間/月	6	0	0	10	10	10
	人/月	1	0	0	1	1	1
行動援護	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
重度障害者等 包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

※各年度月平均実績

◆◆ 実施の方向性 ◆◆

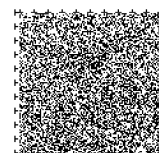
- 訪問系サービスは、在宅の障がいのある人の日常生活を支えるサービスとして、また地域移行を進める観点でも、その量と質の確保が重要です。
- 重度訪問介護、同行援護、行動援護は、町内に提供事業所がない状況となっており、他市町との連携を図りながらサービスが提供できる体制づくりに努めます。
- また、難病患者や高次脳機能障がいのある人の在宅生活について、国や県の施策動向を踏まえ、その支援の充実を図ります。



(2) 日中活動系サービス

▼サービスの内容

サービス名	内容
生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護等をします。
自立訓練 (機能訓練)	身体に障がいのある人が、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、身体機能の向上のために必要な訓練をします。
自立訓練 (生活訓練)	知的または精神に障がいのある人が、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、生活能力の向上のために必要な訓練をします。
就労選択支援	障がいのある人の希望や能力・適正に応じて、就労先の選択への支援(就労アセスメント)を行うとともに、就労後に必要な配慮等を整理し、障がいのある人の就労を支援します。
就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間、生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
就労継続支援A型	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づく就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
就労継続支援B型	一般企業等での就労が困難な人に、就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人に、相談を通じて就業に伴う生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や、それに伴う課題解決に向けて必要となる支援をします。
療養介護	医療の必要な障がいのある人で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
福祉型短期入所	家で介護を行う人が病気等の場合に、障がいのある人を短期間障がい者支援施設等へ入所させ、施設で入浴や排せつ、食事の介護等をします。
医療型短期入所	家で介護を行う人が病気等の場合に、重症心身障がい児・者等の重い障がいのある人を短期間医療機関等へ入所させ、医療の管理の下で入浴や排せつ、食事の介護等をします。



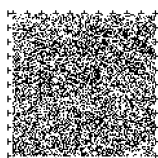
▼サービスの見込量

サービス名	単位	実績			見込量		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
生活介護	人日/月	806	839	889	923	960	996
	人/月	46	47	49	51	53	55
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	8	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	3	19	22	22	22	22
	人/月	0	1	1	1	1	1
就労選択支援 【新規】	人日/月				0	0	0
	人/月				0	0	0
就労移行支援	人日/月	17	35	22	45	45	45
	人/月	1	3	1	3	3	3
就労継続支援A型	人日/月	231	263	215	215	237	258
	人/月	11	13	10	10	11	12
就労継続支援B型	人日/月	828	767	844	887	922	957
	人/月	48	47	50	50	52	54
就労定着支援	人/月	1	1	1	1	1	1
療養介護	人/月	6	6	6	7	7	7
短期入所 (福祉型)	人日/月	18	14	21	24	24	24
	人/月	2	2	4	4	4	4
短期入所 (医療型)	人日/月	0	0	0	4	4	4
	人/月	0	0	0	1	1	1

※各年度月平均実績

◆◆ 実施の方向性 ◆◆

- 日中活動系サービスは、障がいのある人の現在の活動を支え、また将来の自立に向けた活動を支援するサービスであり、様々な障がい特性や状況に応じたサービスが提供できる体制が必要です。
- 今後は、地域生活支援拠点などを活用し、サービスの相互連携を図るとともに、短期入所に係る緊急時の対応や相談支援体制の充実を図ります。
- 障害者総合支援法の改正により新設された「就労選択支援」は、令和7年度から開始予定とされています。就労に向けたアセスメントを行い、適切な支援につなげられるよう、サービス提供体制の整備に努めます。



(3) 居住系サービス

▼サービスの内容

サービス名	内容
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた人で1人暮らしを希望する人等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
グループホーム (共同生活援助)	地域で共同生活を営む人に、住居の相談や日常生活上の援助をします。
施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護等をします。

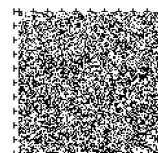
▼サービスの見込量

サービス名	単位	実績			見込量		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	1	1	1
グループホーム (共同生活援助)	人/月	19	20	21	21	21	21
施設入所支援	人/月	24	25	24	24	24	24

※各年度月平均実績

◆◆ 実施の方向性 ◆◆

- 居住系サービスは、障がいのある人及びその家族の高齢化が進む中で、必要十分な量と質の確保が求められます。
- 障がい特性に配慮しつつ、利用者のニーズに応えた運営ができるよう、人材の確保及び育成など質の向上に関する支援の取組を進めます。



(4) 相談支援

▼サービスの内容

サービス名	内容
計画相談支援	障がいのある人の心身の状況や環境、サービス利用等の意向を聞き取り、その人に合ったサービス利用の計画を作成します。
地域移行支援	施設入所者または精神科病院に入院している人に対して、住居の確保や地域生活に移行するための相談等の支援をします。
地域定着支援	単身等で生活する障がいのある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急の事態に相談等の必要な支援をします。

▼サービスの見込量

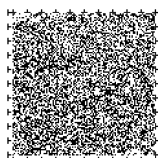
サービス名	単位	実績			見込量		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
計画相談支援	人/月	32	31	33	34	35	36
地域移行支援	人/月	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	人/月	2	2	2	2	2	2

※各年度月平均実績

◆◆ 実施の方向性 ◆◆

○相談支援は、すべての障がい福祉サービス利用者が利用するものであり、その内容は利用者の暮らしに大きく関わるため、きめ細やかな配慮が求められます。

○今後は、すべての対象者に対し、適切な相談支援を行えるよう、関係機関とともに相談支援専門員の確保に向けた検討や相談支援に関する研修会の実施など、量的及び質的に充実した支援を行えるよう取組を進めます。



(5) 障害児通所支援等

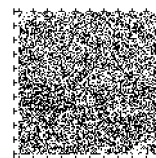
障害児通所支援等に関するサービスの見込量を以下のように設定します。

▼サービスの内容

サービス名	内容
児童発達支援	障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能に障がいのある児童に対して、医療型児童発達支援センターや指定発達支援医療機関において児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や長期休暇中に生活能力向上のために必要な訓練等を行います。
保育所等訪問支援	保育園等を利用している障がい児に対して、障害児施設等で指導経験のある児童指導員、保育士による訪問指導を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等で障害児通所支援を利用することが著しく困難な障がい児に対して、居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	障がい児が障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス等)を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行います。

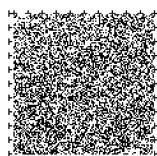
▼サービスの見込量

サービス名	単位	実績			見込量		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
児童発達支援	人日/月	48	59	81	82	86	91
	人/月	14	14	19	19	20	21
医療型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	人日/月	527	526	524	524	539	555
	人/月	66	70	65	65	67	69
保育所等訪問 支援	人日/月	0	0	0	4	4	4
	人/月	0	0	0	2	2	2
居宅訪問型児童 発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人/月	18	19	23	23	25	28



◆◆ 実施の方向性 ◆◆

- 障がい児支援は利用者が増加傾向にあり、適切な時期に必要なサービスを受けられるよう、必要量の確保を図るとともに、ニーズが多岐にわたる中で支援の質の向上が求められます。
- 児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、専門職の配置や職員の研修受講を積極的に行う事業所の取組を推進し、重症心身障害や強度行動障害のある子ども、医療的ケア児が利用できるような支援体制がある事業所の確保に努めます。

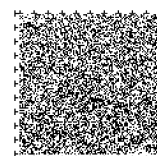


2 地域生活支援事業の実績及び見込み

(1) 地域生活支援事業の内容

▼ 必須事業の内容

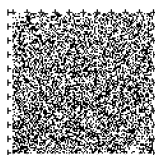
サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して、障がい者等に対する理解を深めるため、教室等の開催、事業所訪問、イベント開催、広報活動等を行います。
自発的活動支援事業	障がい者やその家族、地域住民が行うピアサポート、災害対策、孤立防止活動、社会活動、ボランティア活動等について支援を行います。
相談支援事業	障がい者等、障がい児の保護者または介護・支援を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにします。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者や精神障がい者が、成年後見制度の申立てをする場合に必要経費の一部を助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、町民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援し、障がい者の権利擁護を図ります。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に対して、手話通訳者を派遣する事業や要約筆記者を派遣する事業、また、手話通訳者を設置する事業を通して、意思疎通の仲介等のコミュニケーション支援を行うサービスです。
日常生活用具給付事業	障がい者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資するサービスです。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者が、意思の伝達や社会参加するための手話奉仕員の養成講座を実施します。



サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターにおいて障がい者等に対し、地域の実情に応じた創作的活動・生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与し、障がい者等の地域生活支援の促進を図ります。

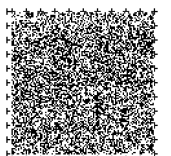
▼任意事業の内容

サービス名	内容
日中一時支援事業	障がい者等の日中における活動の場を確保し、見守りその他の支援を行うことによって、障がい者等の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を図るサービスです。
福祉車両購入助成事業	身体障がい者自身が運転できるように自動車の操向装置または駆動装置等の一部を改造された車両及び身体障がい者の介護を行う者がその障がい者の移動のために運転し、車いすのまま乗降できる装置を設けた車両等(福祉車両)の購入にあたって、費用の一部を助成します。
配食サービス事業	調理が困難な障がい者、高齢者等を対象に、定期的に居宅を訪問し、栄養のバランスのとれた食事を提供します。
障害者訪問入浴サービス事業	在宅の重度障がい者を対象に、訪問入浴車によって安全な入浴を提供し、障がい者の清潔の保持、心身機能の維持を図ります。



(2) 地域生活支援事業の実績及び見込量

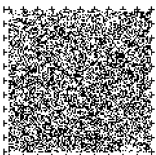
サービス名	単位	実績			見込量		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
相談支援事業							
障害者相談支援事業	か所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	件/年	3	4	4	4	4	4
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
意思疎通支援事業							
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/年	7	7	3	3	3	3
手話通訳者設置事業	件/年	0	0	0	0	0	0
日常生活用具給付事業							
介護・訓練支援用具	件/年	0	0	1	1	1	1
自立生活支援用具	件/年	1	3	6	6	6	6
在宅療養等支援用具	件/年	1	0	1	1	1	1
情報意思疎通支援用具	件/年	3	0	0	0	0	0
排せつ管理支援用具	件/年	89	95	72	68	65	62
住宅改修費	件/年	0	0	0	0	0	0
手話奉仕員養成研修事業	実施の有無	無	無	有	有	有	有
移動支援事業	時間/年	16	27	26	27	27	27
	人/年	1	1	1	1	1	1



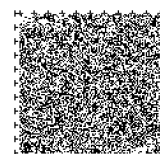
サービス名	単位	実績			見込量		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
地域活動支援センター I 型事業	か所	1	1	1	1	1	1
	人/月	24	27	25	25	25	25
地域活動支援センター 基礎的事業	か所	1	0	0	0	0	0
	人/月	3	0	0	0	0	0

◆◆ 実施の方向性 ◆◆

- 地域生活支援事業については、ニーズの把握及びサービスの周知に努めながら利用促進を図っています。人材の確保及び育成や、連携体制の整備などの取組を進めるとともに、必要に応じて事業の整理や見直しを行い、利用者のニーズに対応できるサービス提供体制づくりを進めます。
- 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」に基づき、関係機関と連携しながら、障がいの種類や程度に応じた情報取得手段を提供できるような環境の整備に努めます。



各論Ⅲ 計画の推進



第1章 計画の推進体制

1 津山地域自立支援協議会による計画の進捗管理

障害者総合支援法第 89 条の3では、「障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障がい者等及びその家族並びに障がい者等の福祉、医療、教育または雇用に関連する職務に従事する者、その他の関係者により構成される協議会の設置に努めること」とされています。

本計画は、障がい者の地域生活を支えるサービス提供量・体制づくり等について定めるものであり、計画に含まれる分野は、保健・医療・福祉・教育・雇用・生活環境等の様々な分野にわたっています。

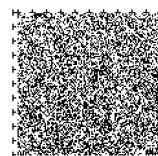
そのため、津山地域(津山市・鏡野町・美咲町・久米南町)で共同設置している津山地域自立支援協議会を中心に、サービス提供事業者、関係機関、各団体等との連携のもと、計画の具体化に向けた協議を行う等、協働して計画の推進を図ります。行政においては、各分野の進捗状況を定期的に把握するとともに、関係各課の緊密な連携に努めます。

2 美咲町障害者ネットワーク会議における進捗管理と評価

津山地域自立支援協議会に加え、美咲町では町内における関係機関等のネットワークの構築や情報共有を推進する機関として、美咲町障害者ネットワークを設置しています。

美咲町障害者ネットワークは、中立かつ公平な立場で障がい者や家族の相談に応じるとともに困難事例にも対応するため、福祉関係行政機関、相談支援事業者、障がい者関係団体等の幅広い分野から構成し、ネットワークの構築を図ります。

計画の進捗状況についても、美咲町障害者ネットワーク等で計画の進捗状況について把握・評価を行い、事業内容や施策等を確認・検討し、障がい者施策を効果的に実施します。



3 PDCAサイクルの推進

障害者計画及び障害福祉計画を着実に推進し、効果の高いものとするためには、計画を立て(Plan)、実行し(Do)、進捗状況及び成果を点検・評価したうえで(Check)、取組の改善・見直しを行う(Action)、PDCAサイクルを構築することが大切です。

■PDCAサイクルのイメージ



4 関係機関・団体等との連携

(1) 住民や関係団体とのネットワークの構築

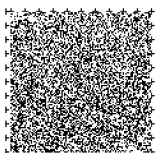
本計画を推進し、障がい者のニーズにあった施策を展開するためには、関係各課、障がい者団体をはじめ、ボランティア団体、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、教育、雇用等に関わる多くの地域関係団体・機関の協力が不可欠です。それらの関係団体と相互に連携を図り、本計画の着実な推進を図ります。

(2) 国・県との連携

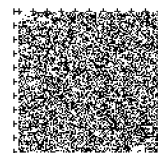
障がい者施策には国や県の補助事業が多くあり、本計画を推進するためには国や県との連携が不可欠です。そのため、国や県との連携のもと、本計画を推進するとともに、国や県レベルの課題については積極的に提言や要望を行っていきます。

(3) 庁内の連携

障がい者施策は、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境等、分野ごとに細分化されています。このため、庁内関係各課による意見交換や情報交換に努める等、行政内における連携体制の強化を図り、総合的・効果的な取組を推進していきます。



資料編



1 委員会設置要綱

○美咲町障害者計画等策定委員会設置要綱

平成17年3月22日

訓令第52号

改正 平成17年7月1日訓令第129号

平成24年2月24日訓令第8号

平成25年4月26日訓令第5号

平成26年9月26日訓令第20号

(趣旨)

第1条 この訓令は、本町における障害者に関する基本的かつ総合的な施策の指針となる障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定による美咲町障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定による美咲町障害福祉計画（以下「障害者計画等」という。）を策定するため設置する美咲町障害者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、障害者計画等の策定に関し町長の諮問に応じて審議し、その結果を町長に答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員30人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 福祉関係団体の代表者
- (4) 町長が特に必要と認める者

2 障害者計画等の素案づくりを進めるため、各行政機関及び福祉団体からなる美咲町障害者計画等ワーキンググループを組織することができる。

3 障害者計画等の素案づくりを進めるため、障害者施策に関係の担当課からなる障害者施策庁舎内部調整会議を組織することができる。

(委員の任期)

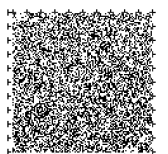
第4条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。



(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会の会議において必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、障害者福祉担当課において行う。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年3月22日から施行する。

附 則（平成17年7月1日訓令第129号）

この訓令は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成24年2月24日訓令第8号）

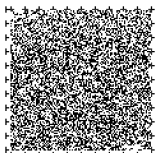
この訓令は、平成24年3月1日から施行する。

附 則（平成25年4月26日訓令第5号）

この訓令は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年9月26日訓令第20号）

この訓令は、平成26年10月1日から施行する。



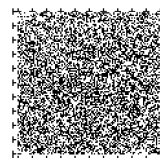
2 委員会名簿

任期 令和5年6月22日から令和6年3月31日

(委員)

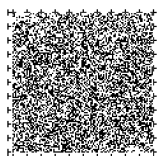
(敬称略・順不同)

番号	氏 名	所 属 ・ 役 職
1	せき まり 関 真理	久米郡障害支援区分認定審査会委員
2	ほんみょう いずみ 本明 泉	津山地域障害者基幹相談支援センター コーディネーター
3	ごとう まこと 後藤 真人	ひかり学園さつきの丘 所長
4	とりごえ としあき 鳥越 淑章	障がい者支援施設さやかなる苑 施設長
5	いそやま みのる 磯山 稔	特定非営利活動法人やまさくら 理事長
6	まるやま ひでき 丸山 秀樹	相談支援事業所みさき 所長
7	おかだ まさこ 岡田 昌子	わかくさ放課後等デイサービス 管理者
8	まつなが りさ 松永 梨佐	地域生活支援センターネクスト津山 相談支援専門員
9	やすい なおき 安井 尚聖	美咲町社会福祉協議会 事務局長
10	くさち えんせい 草地 圓正	美咲町民生委員児童委員協議会 会長
11	やました よしのり 山下 善教	美咲町身体障害者福祉協会 会長
12	ふじもと みつはる 藤本 満春	美咲町身体障害者相談員
13	むらかみ みつこ 村上 三子	美咲町知的障害者相談員
14	たかはし やすえ 高橋 康永	美咲町心身障害児(者)親の会 亀さんの会
15	さくらい まこと 櫻井 実	美咲町長寿しあわせ課 課長
16	たいら かずのり 平 一範	美咲町健康推進課 課長
17	すすき たまみ 須々木 珠己	美咲町こども笑顔課 課長
18	けいし たかし 結石 貴志	美咲町教育委員会教育総務課 課長



3 策定経過

令和5年 6月22日(木)	○第1回美咲町障害者計画等策定委員会 ・障害者計画策定概要について ・策定委員会スケジュールについて
9月29日(金)	○第2回美咲町障害者計画等策定委員会 ・アンケート調査の結果について ・前回計画の評価について ・計画の骨子案について ・本計画での課題について
12月22日(金)	○第3回美咲町障害者計画等策定委員会 ・計画素案について
令和6年1月12日(金) ～2月12日(月)	○パブリックコメント
令和6年2月14日(金)	○第4回美咲町障害者計画等策定委員会 ・パブリックコメントの結果について ・計画案について



**第4期美咲町障害者計画
第7期美咲町障害福祉計画
第3期美咲町障害児福祉計画**

発行日：令和6年3月

発行：美咲町 福祉事務所

〒709-3717 岡山県久米郡美咲町原田 1735 番地

TEL：0868-66-1129 FAX：0868-66-1167

